

新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の申請について

令和2年 10月 20日
行政書士 武田 泰岳

2020年初頭より世界的拡大をみせた新型コロナウイルス感染症ですが、国内外において、未だ多くの新規感染者が発生しており、死亡者数も増加しております。そして、お亡くなりになられた方々には心より哀悼の念を表します。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国においても、緊急事態措置の実施、三密の回避、北海道スタイルの実践等、日常生活も大きく変化しました。我が国の経済に与えたダメージも深刻であり、今日においても、新型コロナウイルス感染症対策に関する様々な補助金等の給付等が行われております。筆者は行政書士として、少しでも困っている方々のお力になればと思い、上記補助金等の給付等の申請をさせて頂きました。上記申請について一部ではございますが、思うがまま述べさせて頂きます（尚、ジャーナリスティックな言葉の表現方法を使用します）。

まず、持続化給付金について述べさせて頂きます。給付額は、中小法人等は最大200万円、個人事業主等は最大100万円となっております。原則として、新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上げが前年度比で50%以上減少し、2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者です。法人に関しては、原則、資本金10億円以上の大企業を除く中小企業等を対象としており、医療法人、農業法人、NPO法人等にも対応しております。詳しくは、申請規定、ガイダンス、経済産業省のホームページ等を参照して下さい。オンライン申請のみでしか申請は出来ません。

筆者の言葉で述べるのであれば、去年の売上から半分以上売上が減少していることを証明すればよいのです。しかし、給付の当初は、ガイダンスやホームページ等に記載の無い入力方法によるエラー、そもそものガイダンスやホームページの不備があり、申請が通らない場合もありました。また、設置されたコールセンターが繋がらず、しかも、ようやく繋がったコールセンターオペレーターの方が無知な方が対応する機会が多かった為に、怒り心頭に発する場面も多々ありました。現在では、大分改善されております。迅速な給付を目的としたのは、一定の評価をすべきですが、少し申請に慣れた者であれば、持続化給付金の不正受給が簡単にすることが可能であり、筆者は不正受給者が現れるのを予想しておりました。残念ながら現実のものとなってしまいました。せめて営業の実態が判る書面の添付等があれば、もう少し不正受給を防ぐことが出来たのでは、と思います。

次に、家賃支援給付金について述べさせて頂きます。給付額は、中小法人等は月額最大100万円、個人事業主については月額最大50万円の6ヶ月分となっております。支給要件について、要件を①収入要件と②賃貸借要件の2つに分けて考えていけば判りやすいです。原則として、①収入要件は、新型コロナウイルスの影響により、2020年5月から12月までの間、ひと月の売上げが前年度比で50%以上減少または、連続する3ヶ月の売上の合計が前年の同じ時期の売上と比較して30%以上減少していること、2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者です。法

人に関しては、原則、資本金10億円以上の大企業を除く中小企業等を対象としており、医療法人、農業法人、NPO法人等にも対応しております。持続化給付金と非常に似ておりますが、家賃支援給付金については、5月以降の売上を計算の基礎とする点で注意が必要です。連続する3ヶ月の売上の30%以上減についての計算も加わりますので、申請可能な範囲は広がったといえます。②他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、賃料の支払いを行っていることです。詳しくは、申請規定、ガイダンス、経済産業省のホームページ等を参照して下さい。オンライン申請のみでしか申請は出来ません。

筆者の体験談として、家賃支援給付金についての申請は、早く申請が通る案件もあれば、2ヶ月以上連絡来ない案件もあります。根気が必要だと思います。コールセンターオペレーターの能力の低さ及び無知、そして、何分返事が遅く、審査基準も一定ではない、毎回回答が違う、等々、筆者はコールセンターの対応で堪忍袋の緒が切れそうになりました。また、手書の誓約書の添付については理解できますが、その他様式において、手書の意味が解りません。そして、改善はされているようですが、アナウンスはされていないに等しいです。ただ、持続化給付金と異なり、家賃支援給付金の申請については、場合により、完全オリジナルのフォーマットを作成して添付することが可能です。尚、申請をする前に、一度フォーマット等を確認することは必要です。細かな変更点がある場合があるからです。

その他、様々な新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な補助金等ありますが、上記、2点の申請に限らず、コールセンターを設置した申請等は、総じてオペレーターの質が低い場合が多いです。オペレーターに法律・会計等の専門知識は期待しない方がよいです。殆どが場限りのアルバイトである可能性が高く、マニュアル通りの回答をするのみです。単純な質問・確認であれば、聞くのも悪くはないと考えます。コールセンターの設置については致し方ない部分も理解はできますが、行政の役割が単純な中核機関となっている現状があると筆者は考えております。そして、この流れが、将来の我が国の行政の劣化に繋がるものであると筆者自身は大変危惧をしております。申請手続について、オンライン化が今後も加速してゆくであろうと筆者は考えております。行政書士業に於いては、オンライン申請の技術は必要不可欠なスキルとなりますが、詰まるところ、申請における、規定や条文、ガイダンス等を読み込む課程は紙ベースの申請と何ら変わりがないと考えます。